青色情報

青報 0502 事 務 局 ☎ 351-4159

I. 源泉所得税個別相談会

月・日	時 間	会 場	会 費
7月3日(月)	午前 10 時 ~12 時	いぶと) A THY TT Maching	1 0000
7月4日(火)	午後 1時 ~ 4時	じばさん4階 研修室2	1,000円

〔持 ち 物〕 令和5年分並びに令和4年度分源泉徴収簿、納付書

※注意※ <u>納期限は7月10日(月)です。</u> 納付書は源泉徴収税が『0円』の場合でも 税務署に提出する必要があります。来場時は、マスクの着用をお願いいたします。

Ⅱ. 令和5年度 所得税の主な改正事項

本年度税制改正の中の主な事項を抜粋し、身近なものについての概要をまとめました。(詳細は、「令和5年度税制改正の大綱」国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】でご確認下さい。)

I) 令和5年度の主な改正事項

- 一 個人所得課税
- 5 その他 (国税)
- (5) 個人事業者がその事業を開始し、又は廃止した場合に行う届出書等の提出を一括で行えるよう、 次の見直しを行う。
 - ① 個人事業の開業・廃業等届出書について、その提出期限をその事業の開始等の事実があった日の属する年分の確定申告期限とするとともに、事務所等を移転する場合のその提出先を納税地の所轄税務署長とするほか、記載事項の簡素化を行う。
 - ② 青色申告書による申告をやめる旨の届出書について、その提出期限をその申告をやめようとする年分の確定申告期限とするとともに、記載事項の簡素化を行う。
 - ③ 次に掲げる届出書等について、記載事項の簡素化を行う。
 - イ 納期の特例に関する承認の申請書 ロ 青色申告承認申請書及び青色専従者給与に関する届出 書
 - ハ 給与等の支払をする事務所の開設等の届出書
- (注) 上記①の改正は令和8年1月1日以後の事業の開始等について、上記②の改正は令和8年分以後の所得税について、上記③イの改正は令和9年1月分以後の承認申請について、上記③ロの改正は令和9年分以後の所得税について、上記③ハの改正は令和9年1月1日以後の事務所の開設等について、それぞれ適用する。
- (9) 源泉徴収票の提出方法について、次の見直しを行う。
 - ① 給与等の支払をする者が、市区町村の長に給与支払報告書を提出した場合には、その報告書に 記載された給与等について税務署長に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす。
 - ② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収票の税務署長への提出を要しないこととされる給与等の範囲を、給与支払報告書の市区町村の長への提出を要しないこととされる給与等の範囲と同様に、年の中途において退職した居住者に対するその年中の給与等の支払金額が30万円以下である場合のその給与等とするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。
 - ③ 公的年金等の源泉徴収票の提出方法についても同様の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について適用する。

四 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

(国税)

- (1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置
 - ① 適格請求書発行事業者の令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に 8 割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の 2 割とすることができることとする。
 - (注1) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。
 - (注2) 課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。
 - ② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。
 - ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、 簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その 提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。
 - ④ その他所要の措置を講ずる。
- (2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。
- (3) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。
- (注)上記の改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用する。
- (4) 適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しを行う。
 - ① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して 15 日前の日(現行:当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日)までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。
 - ② 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日(現行:その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日)までに届出書を提出しなければならないこととする。

- ③ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格 請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15 日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録 希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。
- (注) 上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者の登録を受けよ うとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運 用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

六 納税環境整備

1 電子帳簿等保存制度の見直し

(国税)

- (1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、一定の国税関係帳簿に係る電磁的 記録の保存等が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件等を満たしている 場合におけるその国税関係帳簿(以下「優良な電子帳簿」という。)に係る過少申告加算税の軽 減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲を次のとおりとする。
 - ① 仕訳帳
 - ② 総勘定元帳
 - ③ 次に掲げる事項(申告所得税に係る優良な電子帳簿にあっては、ニに掲げる事項を除く。)の記載に係る上記①及び②以外の帳簿
 - イ 手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項
 - ロ 売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。) その他債権に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。)
 - ハ 買掛金 (未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。) その他債務に関する事項
 - ニ 有価証券(商品であるものを除く。) に関する事項
 - ホ 減価償却資産に関する事項
 - へ 繰延資産に関する事項
 - ト 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む。) その他収入に関する事項
 - チ 仕入れその他経費又は費用(法人税に係る優良な電子帳簿にあっては、賃金、給料手当、 法定福利費及び厚生費を除く。)に関 する事項
- (注)上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。
- (2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しを行う。
 - ① 国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止する。
 - ② 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止する。
 - ③ 相互関連性要件について、国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、 相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされる書類を、契約書・領収 書等の重要書類に限定する。
- (注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用する。
- (3) 電子取引(取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。)の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。
 - ① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件について、次の措置を講ずる。

- イ 保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求め に応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措置について、対 象者を次のとおりとする。
- (イ) その判定期間における売上高が5,000万円以下(現行:1,000万円以下)である保存義務
- (ロ) その電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者
- ロ 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止する。
- ② 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び 明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする。
- ③ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置は、適用期限の到来をもって廃止する。
- (注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について 適用する。
- (4) その他所要の措置を講ずる。
- 3 その他

(国税)

- (2) 公示送達制度の見直し 公示送達制度について、次の見直しを行う。
 - ① 公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を税務署等の掲示場に掲示し、又は公示事項をその税務署等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとする。
 - ② 公示事項について、送達すべき書類の名称の公示を不要とするとともに、送達すべき書類を特定するために必要な情報を公示するための措置を講ずる。
- (注) 上記の改正は、他法令における公示送達制度の見直しの適用時期を踏まえ、実施する。
- (5) スマートフォン用電子証明書を利用した e-Tax の利便性の向上電子情報処理組織を使用する方法 (e-Tax) により申請等を行う際に送信すべき電子証明書の範囲に、スマートフォンに搭載された署名用電子証明書を加えるとともに、利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを用いて電子情報処理組織を使用する方法により申請等又は国税の納付を行う際に、識別符号及び暗証符号の入力を要しないこととする等の所要の措置を講ずる。
- (注1) 上記の改正は、令和7年1月1日以後に行う申請等又は同日以後に行う国税の納付について適用する。
- (注2) e-Tax の利便性の向上及び税務手続のデジタル化の推進を図る観点から、国税庁の新たな 基幹システム(次世代システム)の導入時期に合わせて、処分通知等の更なる電子化に取り 組む。